

改訂版

宮城県動物愛護管理推進計画

平成26年3月
宮 城 県

はじめに

家庭動物は、日々の生活の中で潤いと喜びを与え、心を和ませてくれる存在としてその重要性が高まってきています。一方、動物の遺棄、虐待事件や不適正飼養に起因するトラブルも発生しています。

このように、国民の動物の愛護に対する関心が高まる中、平成17年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国の動物愛護管理に関する基本指針の策定と都道府県の動物愛護管理に関する推進計画の策定、また動物取扱業の登録制の導入や特定動物の飼養許可制度による規制の強化、さらに個体識別措置の推進などが盛り込まれ、平成18年6月1日に施行されました。

県では、環境省が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、平成19年12月、3つの基本理念を定め、動物愛護管理に関する11の施策から構成された、「宮城県動物愛護管理推進計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このような中、平成24年9月5日に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、飼い主責務の追記、動物取扱業のうち犬猫販売業者に対する規制強化、第二種動物取扱業の届出制、多頭飼育の適正化、引き取りを拒否できる事由の明記などが盛り込まれ、平成25年9月1日に施行されました。また、併せて「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」についても、改正、施行されました。

これら法及び基本指針の改正に加え、本県の現状と課題の点検結果や動物愛護等に関する社会情勢、生活環境・県民意識の変化を踏まえ、計画を改訂しました。

今後は、関係者と連携しながら、宮城県動物愛護管理推進計画を着実に実施し、人と動物が真に共生する社会の形成を目指します。

平成26年3月

宮 城 県

目次

第1章	
1 計画の改訂	1
改訂の背景	1
計画の目的	1
計画の期間	1
第2章	
1 動物の愛護及び管理に関する宮城県の現状と課題	2
犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等	2
犬に関する苦情・相談	3
犬、猫の引取実施状況	5
引取った犬、猫の措置状況	6
動物取扱業の態様	7
動物愛護に関する普及啓発の状況	8
県内の動物愛護団体の状況	9
災害時の動物救護態勢	10
第3章	
1 動物愛護管理推進計画の基本理念	11
基本理念1 動物愛護を通じた生命を大切に作る心の育成	11
基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成	11
基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築	12
2 施策	13
施策1 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進	13
施策2 動物愛護教育の実施	14
施策3 飼養者及び地域住民への適正飼養に関する知識の普及	14
施策4 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発	15
施策5 捕獲抑留（収容）犬の返還率の向上	15
施策6 健全な動物取扱業者の育成	16
施策7 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発	16
施策8 動物の介在活動への理解の促進	17
施策9 実験動物及び産業動物の適正な取り扱いへの理解の促進	18
施策10 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成	18
施策11 動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、行政等による協働関係の構築	19
施策12 大規模災害時における救護態勢の整備	19
3 計画の推進体制	20
4 計画の見直し	20

第1章

1

計画の改訂

◇ 改訂の背景

家庭動物が家族の一員として位置づけられ、国民の動物の愛護に対する関心が高まる一方で、動物の不適正飼養に起因するトラブルも発生しています。

このような中、県では、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、環境省が平成18年に策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という）に則り、10年後のあるべき姿を目標とした「宮城県動物愛護管理推進計画」を平成19年12月に策定しました。

その後、動物愛護及び管理のより一層の推進を図るため、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され平成25年9月1日に施行されました。また、併せて基本指針が改正、施行されたことから、本県の現状と課題の点検結果や動物愛護等に関する社会情勢、生活環境・県民意識の変化を踏まえ、計画の一部を改訂しました。

動物の命の尊厳を守ることが動物愛護の基本であり、また、真に人と動物が共生できる社会を形成するため、生命を大切にすることを育むこと、動物が人に危害や迷惑をかけることのないように、動物の習性や生態を正しく理解し、適正に飼養管理する知識を飼養者に対して普及していくこと、そして、県民、関係団体、市町村、県など動物を取りまく関係者が動物の愛護と管理の考え方を理解し合意形成していけるよう計画を改訂したものです。

◇ 計画の目的

動物の愛護及び管理に関する県の基本的方向性や中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段や実施主体の設定を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

◇ 計画の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とし、宮城県全域を対象とします。

第2章

1 動物の愛護及び管理に関する 宮城県の現状と課題

◇ 犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等

平成24年度の宮城県（仙台市を含む）における犬の登録頭数は表1のとおり133,522頭で、6～7世帯に1頭の割合で飼養されています。このうち、狂犬病予防注射接種頭数は107,048頭で接種率は80.2%となっています。予防注射を実施しない理由としては、老齢や治療中であることのほか、そもそも予防注射が義務であることを承知していないことや屋内で飼養するので予防注射の必要性がないと考えていること、あるいは、狂犬病予防注射の手数料に対する抵抗のあることが要因と考えられます。飼い犬の登録と狂犬病の予防接種については、法律で規定している義務であり、必要性等について様々な機会をとらえて啓発し、引き続き登録と予防注射接種率の向上を目指す必要があります。

表1 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種状況

年度	登録頭数	狂犬病予防注射接種頭数	注射接種率
平成20	137,604	116,418	84.6%
平成21	137,609	116,115	84.4%
平成22	137,637	115,419	83.9%
平成23	135,587	103,283	76.2%
平成24	133,522	107,048	80.2%

◇ 犬に関する苦情・相談

犬に関する苦情や相談は、平成14年度から平成18年度は年間平均4,000件程度、平成20年度から平成24年度は平均3,500件寄せられています。このうち苦情件数については、平成14年度から平成18年度は年間平均1,600件前後、平成20年度から平成24年度は平均約1,400件で推移しています（図1）。苦情の内容は、放浪犬等の捕獲依頼が最も多く、放し飼いや鳴き声に関する苦情がこれに続いています。苦情内容の割合を、仙台市を除く県内と仙台市で比較してみますと、捕獲依頼は仙台市の約1.4倍ですが、犬の鳴き声の苦情は仙台市が約3倍多いという結果になっています。また、鳴き声に関する苦情は塩釜、黒川地区が多く、仙南、栗原、登米地区では少ないことから、これは短期間で人口が増加した地域を含め、住宅が密集する都市部の特徴と思われます（表2）。このことから都市部と他の地域との苦情の内容の違いに考慮した適正飼養の普及啓発が重要であると考えられます。

犬に関する相談内容は失踪犬の照会や飼養できなくなった犬の引取依頼などとなっており、適正飼養や終生飼養について、さらなる啓発を飼養者に対して行っていく必要があると考えます。

一方、猫については県内全域、特に住宅が近接する地域で問題が生じています。不妊去勢措置を実施していない猫が地域内を自由に歩き回るため、繁殖を繰り返し、結果として鳴き声や糞尿などの苦情が絶えない状況となっています。

また、飼養者の義務として、登録を受けた犬には鑑札を装着しなければなりません。捕獲犬や、飼養者不明で引き取られ飼養者の元に戻すことのできない犬や猫を減少させるためには、飼養者に対して所有者明示措置を行うよう積極的に指導していく必要があります。

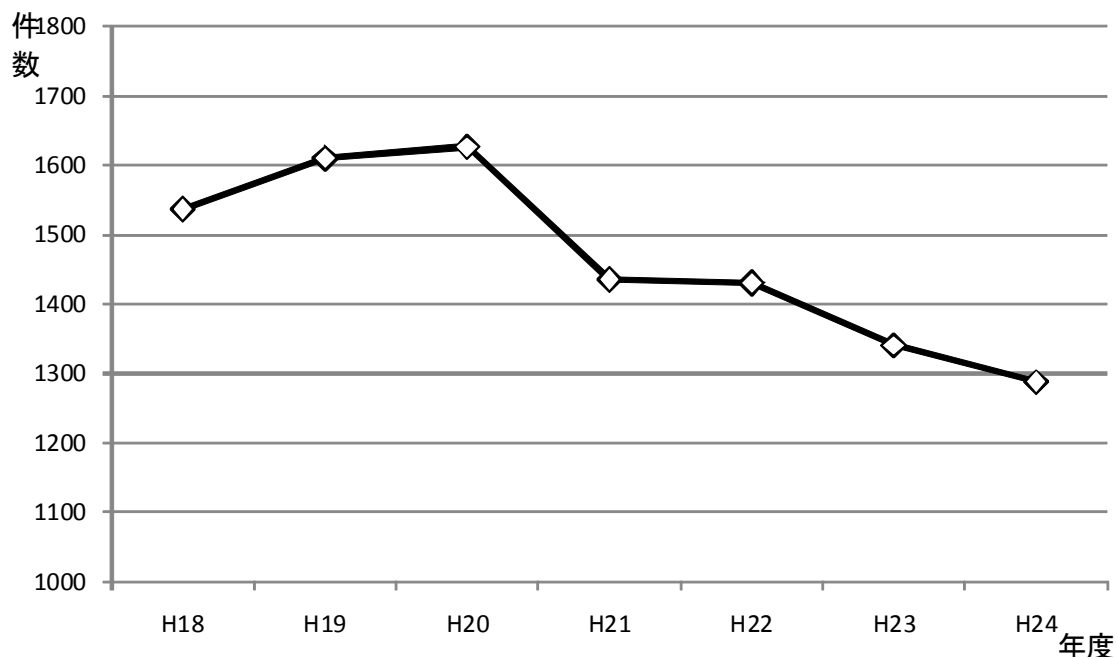


図1 県内の犬の苦情受理件数

表2 県内の地域別犬の苦情割合(%) (平成20年度から平成24年度の合計)

苦情内容	県内全体	県(仙台除)	仙南	塩釜	岩沼	黒川	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市
捕獲依頼	70.7	75.9	83.3	48.2	78.4	60.2	81.7	82.1	82.5	77.3	76.2	55.0
放し飼い	10.1	10.0	10.3	14.0	6.6	6.7	11.4	12.6	11.7	7.2	11.0	10.1
けい留不適	2.4	3.0	2.5	12.0	1.8	2.6	0.6	0.6	1.2	5.0	2.4	0.7
鳴声	12.6	8.3	3.2	23.1	9.8	17.0	4.8	3.5	3.5	8.4	7.6	25.2
糞尿	4.2	2.6	0.7	2.7	3.4	12.2	1.5	1.3	0.4	2.1	2.7	8.8

◇ 犬、猫の引取実施状況

県内での犬及び猫の引取頭数は、表3に示したとおりです。

犬については、仙台市を除く宮城県での引取頭数が、平成24年度では平成2年度に比較して1/12程度に、仙台市においては1/40程度にまで減少してきました。

また、犬の引取頭数の登録頭数全体に対する割合は、仙台市を除く宮城県では平成8年度の3.9%から平成24年度は0.4%に減少、仙台市においては平成8年度の1.4%から平成24年度は0.06%にまで減少しており、終生飼養が浸透してきていることがうかがえます。

猫については、仙台市を除く宮城県の引取頭数は平成24年度は平成18年度に比較して53%に減少しており、仙台市においては同様に比較した場合、60%程度に減少しています。傾向としては、平成18年度と変わらず、引取頭数に仔猫が占める割合が多いという状況が見られます。

平成24年度は、仙台市を含めた県内の猫の引取頭数が4,404頭、うち仔猫の引取頭数は3,812頭となっており、そのほとんどが離乳前です。猫のうち仔猫の引取割合は、宮城県全体で87%、仙台市で84%となっており、犬、猫引取頭数全体の80%を占めています。

これらの要因として、猫の分娩回数が以前は年に1回だったものが、近年は栄養状態や飼養環境の改善などにより2~3回に増えたことから、仔猫の引取りが多くなっているものと考えられますが、引取られた仔猫の多くが離乳前のため、譲渡することが難しいという現状にあります。

猫の引取頭数を減らす手段としては、飼養者による終生飼養はもちろんのこと、屋内飼養や不妊去勢の推進があります。また、飼養者がどうしても飼えなくなった場合、新たに飼ってもらえる人を探す手立ても必要です。

今後、仔犬・仔猫の引取頭数を減少させるためには、不妊去勢の実施は重要であることから、引き続き、飼養者に対し不妊去勢の必要性について啓発に努めてまいります。

表3 犬及び猫の引取頭数の推移

年 度	犬		猫	
	県全体	仙台市*	県全体	仙台市*
平成 2	5,276(-)	1,212(-)	6,997(-)	3,030(2,592)
平成 8	3,723(-)	453(-)	8,097(-)	2,533(2,180)
平成13	2,300(-)	357(-)	8,966(7,702)	2,493(2,114)
平成18	1,309(-)	162(-)	7,954(6,863)	2,086(1,843)
平成24	361(147)	30(6)	4,404(3,812)	1,275(1,072)

() は仔犬、仔猫再掲 ※：再掲

◇ 引取った犬、猫の措置状況

犬の引取及び捕獲した頭数は、平成24年度は1,303頭で、平成18年度と比較して1,157頭減少しています。

猫の引取頭数は、平成24年度は4,404頭で、平成18年度と比較して3,550頭減少しています。

これらは、引取の有料化、飼い主に対する適正飼養や終生飼養の普及啓発等の影響と考えています。

引取った犬と捕獲した犬の譲渡状況は図2に示しています。引取頭数は年々減少しており、譲渡頭数割合は増加傾向にあります。しかしながら、引取られた犬のうち30%が処分されています。

猫については、大半が離乳前の仔猫のため譲渡することは困難です。それでも、猫の引取頭数に対する譲渡頭数の割合は平成18年度の0.8%から平成24年度20%に増加しています。

今後は、犬については成犬の譲渡を進めることが、猫については不妊去勢を進めて仔猫の引取頭数を減らすことがさらなる処分頭数の減少につながるものと考えられます。

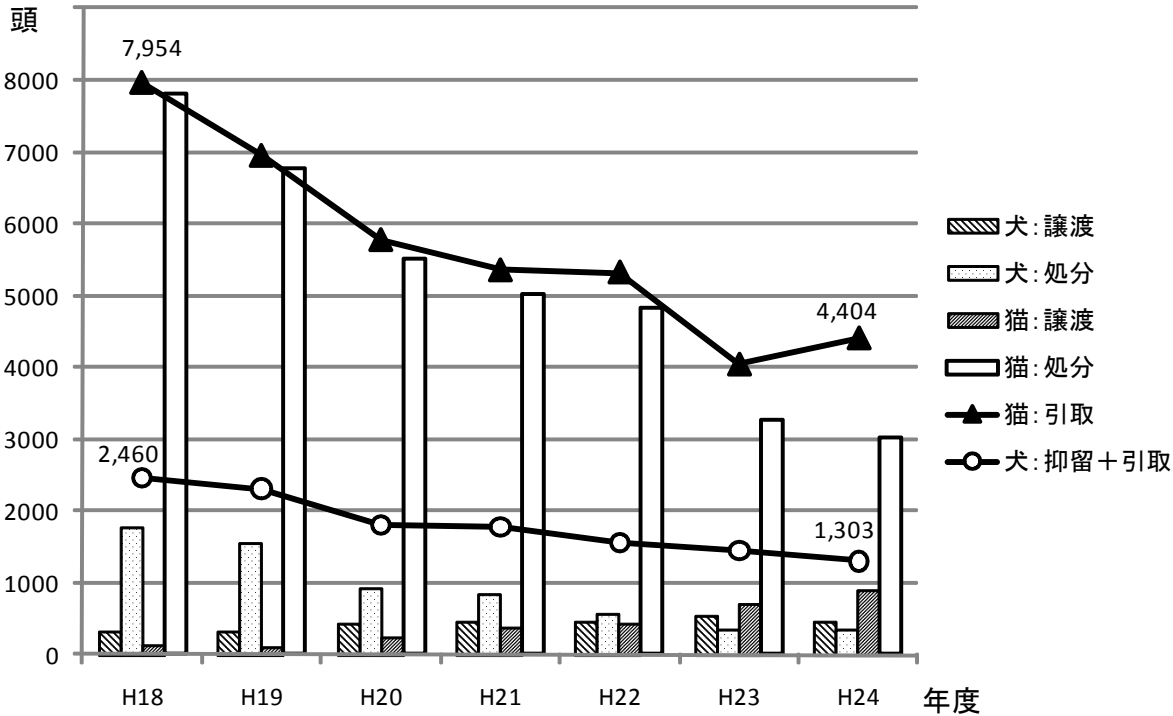


図2 県内における引取った犬、猫の措置状況

◇ 動物取扱業の態様

動物取扱業者は、表4のとおり、平成18年度の417件から平成24年度570件と増加傾向にあります。営業形態としては販売（小売業者、卸売業者）、保管（ペットホテル業者、美容業者）、訓練（訓練・調教業者）、貸出し（ペットレンタル業者、動物派遣業者）、展示（水族館、動物ふれあいテーマパーク、乗馬施設）と様々であり、このうち動物を保管する業態が増加しています（図3）。

動物取扱業者の増加に伴い、購入後間もない動物の死亡や病気（失明、心臓疾患、骨格の疾患など遺伝性疾患や感染症）に関する消費契約関係のトラブルの発生が危惧されます。また、動物取扱業者が飼養している動物の不適切な飼養・保管による虐待や遺棄といった事件も発生しています。

犬、猫、小鳥などの動物は動物販売業者から入手することが多いことから、県では動物取扱業者が、利用者に対する動物の特性に関する説明や、ワクチン等接種の情報など適正なサービスを提供しているか、また適正飼養を行っているかを立ち入り調査により確認しています。

表4 動物取扱業者の業種別登録状況

年度	自治体	販売	保管	貸出	訓練	展示	登録業者総数
H18	県(仙台市除)	195	105	5	26	17	256
	仙台市	105	94	0	13	13	161
	計	300	199	5	39	30	417
H24	県(仙台市除)	182	152	4	29	26	296
	仙台市	130	184	7	29	26	274
	計	312	336	11	58	52	570

※ 1業者が複数業種の登録を行っていることがあるため、業種別登録数の合計と業者総数は等しくならない。

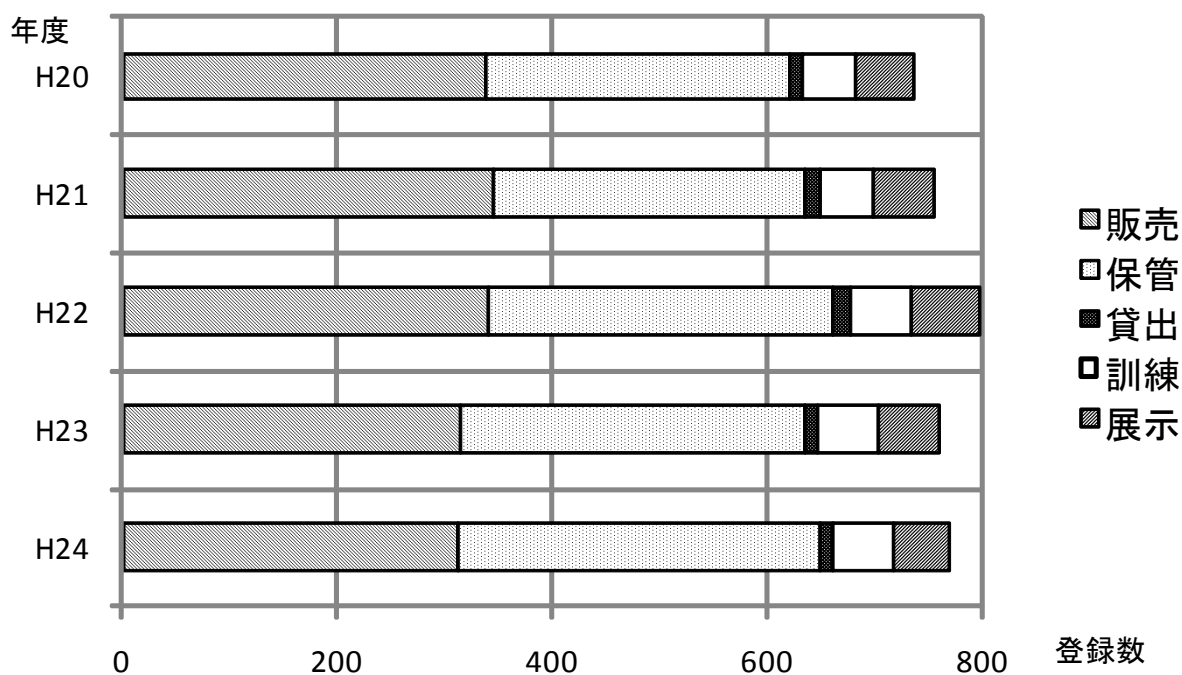


図3 県内の動物取扱業者の業種別登録状況

◇ 動物愛護に関する普及啓発の状況

犬、猫などの動物の虐待に関する新聞記事を目にする機会が多くなりました。生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、動物とのふれあい等を通して動物の適正飼養について、小学校低学年のうちから普及啓発を行うことが重要となってきています。

獣医師会では学校での動物飼育への支援活動を行っており、動物愛護団体では活動の一環として学校を訪問し、子供たちへの愛護教育を実施しています。宮城県動物愛護センター（以下、動物愛護センターという）では幼児や小学校低学年児童を対象とした動物との「ふれあい教室」や県民が自由に訪れて動物とふれあいの場を持てる「ふれあい広場」の開催（表5）、県保健所による「移動ふれあい教室」や、市町村、獣医師会と連携した「犬のしつけ方教室」など各種普及啓発事業を実施しています。小学生、特に低学年の児童に対する動物愛護教育は、子供が心豊かに育つ上で大きな影響を与えることが期待されることから、小学校等での普及啓発が重要になっています。このため、児童等に対して、動物愛護管理に関する普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

さらに、犬のしつけ方教室等において、動物飼養者に対してだけではなく広く普及啓発を行い、また、地域の模範となる飼い主等の人材を育成することで、動物の安易な飼養の抑制や、動物との適切な関係を構築できる環境を目指します。

表5 動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

年度	ふれあい教室実施状況			ふれあい広場利用状況	
	件数		参加者数	開場日数	利用者数
	所内	移動			
平成20	49	3	2,928人	249日	9,222人
平成21	43	8	2,431人	241日	7,533人
平成22	52	7	2,769人	231日	8,252人
平成23	37	2	1,778人	183日	4,512人
平成24	44	3	2,047人	246日	8,345人

◇ 県内の動物愛護団体の状況

県内の動物愛護団体は、動物とのふれあい活動を通して命の大切さを教えたり、適正な飼養や、不妊去勢の普及啓発、飼い主不明動物の保護及び新しい飼い主探しなど、様々な動物愛護活動を行っています。これまで各団体はそれぞれ独自に活動し実績を上げておりますが、今後県では、個人を対象としていた動物の譲渡に加え団体と連携した譲渡の推進や新しい飼い主の募集等について、行政との協働に向けて取り組んでまいります。

◇ 災害時の動物救護態勢

宮城県内において大規模な災害が発生した場合、被災した愛護動物の救援を図り、県民生活の安定に寄与するため、宮城県は（社）宮城県獣医師会（現在の（公社）宮城県獣医師会）と平成19年3月に「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を締結し、県獣医師会が緊急災害時動物救護本部を運営することとなりました。平成23年3月11日の東日本大震災発生時には、協定に基づき、緊急災害時被災動物救護本部を設立し、被災動物の保護、治療、譲渡等の救護活動にあたりました（図4）。

今後は災害時の同行避難マニュアルの策定、さらに訓練等による災害への備えについての普及啓発を進めていきます。

このため、動物の飼養者に対し、日頃のしつけの他、鑑札・注射済票、迷子札及びマイクロチップ等を装着するなどの普及啓発を実施していく必要があります。

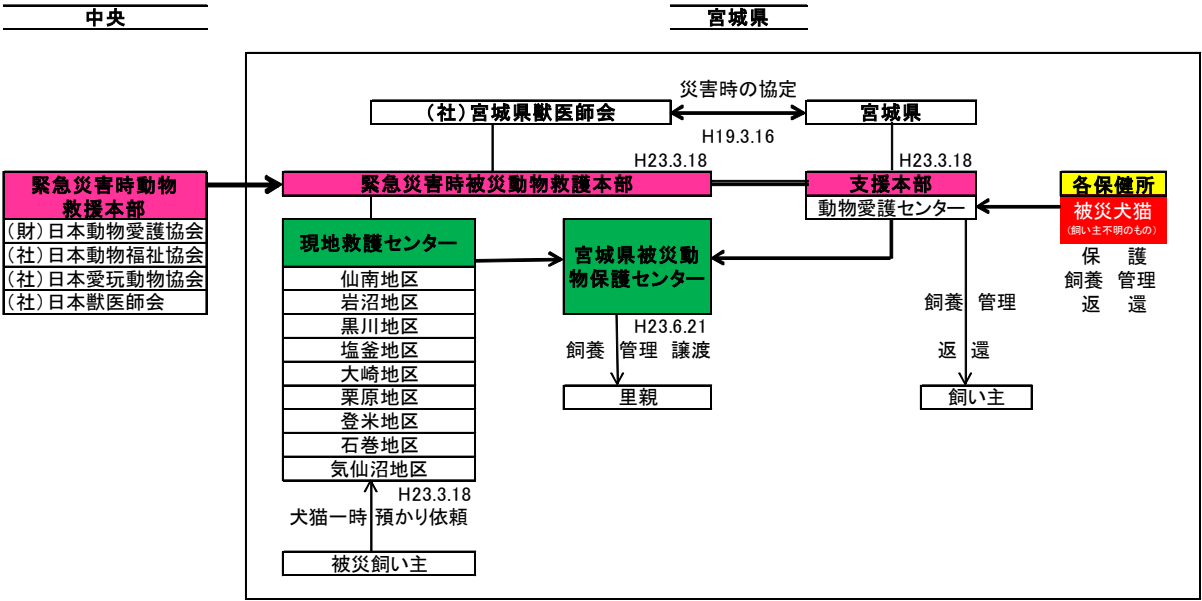


図4 東日本大震災における被災動物救護の組織体制（仙台市除く）

* (社)宮城県獣医師会：現在の（公社）宮城県獣医師会
(財)日本動物愛護協会：現在の（公財）日本動物愛護協会
(社)日本動物福祉協会：現在の（公社）日本動物福祉協会
(社)日本愛玩動物協会：現在の（公社）日本愛玩動物協会
(社)日本獣医師会：現在の（公社）日本獣医師会

第3章

1 動物愛護管理推進計画の基本理念

環境大臣が定めた「基本指針」に則して、本計画では人と動物が真に共生できる社会を構築するために3つの基本理念に基づき各種施策を展開してまいります。

基本理念1

◇ 動物愛護を通じた生命を大切にすの育成

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。命あるものである動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして社会における生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難です。このため、飼養者に対しては動物の終生飼養を働きかけるとともに、子供たちには動物とのふれあいを通して「他人へのいたわり」や「命の大切さ」を学ぶ機会を設けてまいります。

将来の姿

- ・動物の生命を尊重する意識が向上している

数値目標 犬、猫引取頭数：平成35年度目標2,300頭

(平成18年度の引取頭数約9,200頭を75%減少する。)

※ 環境省の基本指針では平成16年度を基点としているが、
県では当初計画に用いた平成18年度を基点とする)

基本理念2

◇ 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

飼養者は、動物を所有又は占有する者としての社会的責任を自覚し、動物の鳴き声や糞尿などの迷惑、そして人の生命、身体又は財産の侵害や他の動物への危害を防止するため、適正な管理と適正なしつけのもと、動物に合った飼養を行わなければなりません。

飼養者の倫理を向上させる機運を醸成するとともに、動物の性質を理解した正しい飼養方法を啓発するなど、人と動物が真に共生する社会を形成してまいります。

将来の姿

- 飼養者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている
- 動物取扱業が健全に営まれている

数値目標 苦情件数：平成35年度目標 700件

(平成20年度から平成24年度までの5年間の平均苦情約1,400件を半減する。)

基本理念3

◇ 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

人の動物に対する意識や感情は、地域にもよりますが千差万別です。動物の愛護と管理に関する合意の形成は困難を伴うものではありませんが、互いを尊重する気持ちを持つことで合意を形成していくことが可能であると考えています。このため、地域に根付いた形での動物愛護及び管理を広めていくために、引き続き動物愛護推進員を設置してまいります。

さらに、飼養者、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者、市町村及び県等がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者による協議会等を通じて、協働関係を構築してまいります。

将来の姿

- 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている
- 関係者によるネットワークが構築されている

数値目標 動物愛護推進員の数：平成35年度目標 100名

2

施策

”基本理念”に基づき、各種施策を計画的に推進してまいります。

基本理念1：動物愛護を通じた生命を大切にする心の育成

施策1

◇ 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進

1 普及啓発

県民が動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識及び理解を持つことができるように、県は、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者及び市町村等と連携し、学校、地域及び家庭等において、動物愛護週間行事、適正飼養講習会、ふれあい教室などを通して普及啓発に取り組んでまいります。

2 繁殖制限措置の推進

犬、猫の引取頭数は、平成24年度で約4,800頭となっております。犬、猫の引取頭数を減少させる手段の一つとして、不妊去勢があり、法律にも飼い主の責務として繁殖制限措置を講ずることが明記されました。特に仔猫が引取頭数の80%を占めていることから、猫の不妊去勢を推進してまいります。

犬や猫の不妊去勢は、望まれない繁殖を避けられる他にも、生殖器に関連する病気の予防、問題行動の抑制等のメリットがあることが知られています。県保健所では仔犬、仔猫を引取る際に、飼養者に対し動物の不妊去勢について指導しておりますが、さらに動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会及び市町村等関係者と連携し、普及啓発を実施してまいります。

3 犬、猫の終生飼養の推進

引取頭数を減らすため犬、猫の終生飼養を指導するとともに、飼養者の安易な犬、猫の放棄を抑止する手段の一つとして、犬、猫の引取を有料化しました。今回の法改正において都道府県等は終生飼養の趣旨に照らして引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合は引取りを拒否することができる規定が明記されたことから、今

後は、関係者と連携しながら、飼い主等に終生飼養についてさらなる普及啓発を行ってまいります。

4 譲渡の推進

引取られた犬、猫が新たな飼い主のもとで飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。譲渡の推進については、県保健所、動物愛護センターで実施する犬、猫の譲渡の他、ルールを作成して動物愛護団体等と協働した譲渡システムを構築してより効果的な譲渡を進めてまいります。

施策2

◇ 動物愛護教育の実施

1 学校等における愛護教育等の実施

学校等と動物愛護推進員、獣医師会、市町村及び県等が連携し、動物とのふれあいを通して子供たちの動物を愛護する心を育成してまいります。

また、学校動物飼育担当者等からの動物の病気や飼育管理方法等の相談については、獣医師会との連携のもと、適切に助言及び支援してまいります。

基本理念2：動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

施策3

◇ 飼養者及び地域住民への適正飼養に関する知識の普及

1 普及啓発

飼養者に対し、終生飼養や適正飼養の責任の他、動物の虐待や遺棄の防止、動物由来感染症に関する正しい知識と理解を持てるよう、市町村及び県等関係機関が連携し、広報誌等により広く普及啓発に取り組んでまいります。

また、地域の特性を踏まえながら、住宅密集地での動物飼養のあり方や所有者のいない猫の適正管理についての住民への普及啓発、引き取りの大半を占める仔猫を減少させる取り組みとして不妊去勢等の検討を行い、動物の愛護と管理の両立を目指してまいります。

2 しつけ方に関する講習会の開催

県、市町村などによる犬のしつけ方教室や、動物とのふれあい教室・移動ふれあい教室を開催してまいります。

さらに、県等で新たな飼い主に犬、猫を譲渡する際には、動物の適正飼養の講習を行うとともに、しつけ方に関する情報を提供してまいります。

3 県保健所による指導

県保健所は、犬、猫などに関する苦情について、飼養者に対し飼い主の責務を認識させ適正飼養の指導を行ってまいります。

猫については、仔猫の引取頭数減少のため、不妊去勢とあわせて室内飼養を推進してまいります。

施策4

◇ 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発

1 市町村、獣医師会及び関係団体との連携による普及啓発

市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し、犬の登録や狂犬病予防注射接種率の向上に向け、様々な機会を通じて、飼い主に対し登録と狂犬病予防注射に関する法的義務を啓発してまいります。

施策5

◇ 捕獲抑留(収容)犬の返還率の向上

1 鑑札及び注射済票の装着等による個体識別の推進

捕獲抑留された犬については市町村で公示されますが、飼養者が判明せず返還できないケースが多いのが現状です。犬の首輪への鑑札や注射済票の装着について、市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し積極的に普及啓発してまいります。

また、迷子札や有効な個体識別措置とされているマイクロチップについては、犬、猫にも装着されるよう、獣医師会と連携し普及に取り組んでまいります。

さらに、捕獲抑留された犬や飼養者が不明である犬、猫の情報について市町村や警察との共有化を図るとともに、県や仙台市のホームページにも掲載し、飼養者への返還を推進してまいります。

施策6

◇ 健全な動物取扱業者の育成

1 動物取扱業者への指導と育成の推進

県保健所は動物取扱業者に対し立入検査を実施し、標識の掲示や販売時における動物の特性や飼養管理方法等に関する事前説明及び現物確認の義務について周知徹底を図ってまいります。また、飼養施設や管理方法が基準に適合しているか確認し、不適切な飼養管理等については、すみやかに改善するよう指導してまいります。

さらに、法令を遵守し利用者に適正なサービスを提供できる優良な業者の育成に努めてまいります。

2 特定動物の適正な飼養保管の徹底と事故防止の指導

特定動物は、動物取扱業者から購入されるのが一般的であり、業者のもとで長期間飼養されることが予想されます。

県保健所において、動物取扱業者に対し特定動物の適正な飼養保管及び逸走による人への危害が発生しないように指導するとともに、販売先の飼養保管許可の有無の確認、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するように指導してまいります。

また、特定動物の飼養者に対しても、マイクロチップの装着や飼養管理についての指導を徹底してまいります。

※ 特定動物：トラ、タカ、ワニ、マムシなど人に危害を加える恐れがあるとして環境省が定めた動物で、飼養する場合に動物種・飼養施設ごとに許可が必要である。

施策7

◇ 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発

1 動物取扱責任者研修会の開催

動物取扱責任者は、適正飼養に関する知識と技術を習得しておく必要があり、動物を初めて飼う飼い主にとって動物取扱責任者のアドバイスは、その動物が飼い主と一緒に生きていくためのスタートであり、法律に規定された飼い主の責務を遵守してもらうためにも大きな意義があります。

このため、県保健所で動物取扱責任者に対し、法規に関する知識、動物の生理、生態、習性に関する知識、動物のしつけ方に関する知識及び飼養保管方法に関する知識の習得を目的に研修を実施いたします。

2 動物取扱業者による普及啓発

動物取扱業者は、利用者に対し、終生飼養や適正な飼養方法など動物の取扱いに関する説明を行う役割があります。

あわせて、動物取扱業者が普及啓発を行うことによって、利用者による動物の適正飼養が図られるよう連携してまいります。

施策8

◇ 動物の介在活動への理解の促進

1 盲導犬等に対する支援

障がいのある方の自立や社会参加を促進するために必要とされる盲導犬、介助犬及び聴導犬に対する理解の促進や育成等の支援に努めてまいります。

2 動物介在活動に関する普及啓発

動物とのふれあいにより心の健康を向上させることなどを目的とした活動（アニマルセラピーを含む）について、県民に対し普及啓発を図ってまいります。

3 動物に対する配慮

活動に使用される動物については、動物福祉*に配慮するようあわせて指導してまいります。

※動物福祉：動物の扱いに際し、痛みや苦しみ、ストレスを軽減すること。

ここでは、長時間の活動への参加や、移動のストレス等に配慮することを指しています。

施策9

◇ 実験動物及び産業動物の適正な取り扱いへの理解の促進

1 実験動物の適正な取り扱いの推進

実験動物の飼養等について、動物愛護の観点から「3Rの原則」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく適切な措置を講ずるよう普及するとともに管理者による自主管理の推進を図ってまいります。

「3Rの原則」(代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement)

2 産業動物の適正な取り扱いの推進

関係部局と協力して、県内の家畜・家禽の飼養者に対して「産業動物の飼養及び保管に関する基準」について周知してまいります。

基本理念3：動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

施策10

◇ 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成

1 動物愛護推進員の設置

地域の実情を把握し、動物愛護管理の諸施策を積極的に推進するリーダーとして、県は動物愛護推進員を委嘱し、地域に根ざした活動を行ってまいります。また、動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難・保護等に対する協力も要請してまいります。

2 宮城県動物愛護推進協議会による意見交換

動物愛護推進員、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者、市町村及び県等関係者による愛護と管理の考え方について、合意形成に向けた意見交換を実施してまいります。

3 研修会の実施

市町村担当者や動物愛護推進員等を対象とした研修を行うなど、法律の周知及び動物の正しい愛護と管理のあり方について普及啓発を行ってまいります。

施策 1 1

◇ 動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、行政等による協働関係の構築

1 宮城県動物愛護推進協議会による協働関係の構築

人と動物の関わり方や動物に対する考え方について、県民の間に共通認識を形成するため、動物愛護団体、学識経験者、動物取扱業者、獣医師会、市町村及び県等による協議会を開催してまいります。

施策 1 2

◇ 大規模災害時における救護態勢の整備

1 訓練の実施と役割分担の明確化

宮城県と（社）宮城県獣医師会は平成19年3月に協定を締結し、県獣医師会が緊急災害時動物救護本部を設置・運営し、県が支援する仕組みを構築しました。被災を想定し、地域防災計画に基づく訓練を県、獣医師会及び市町村など関係者が連携協力し、計画的に実施してまいります。

2 被災動物の保護と飼い主及び県民への啓発

県は、市町村、獣医師会及び動物愛護団体等と連携し、大規模災害発生時に被災者が動物と一緒に避難することを想定した同行避難や、災害時の備えについて飼養者及び県民に対して広く周知してまいります。また、東日本大震災での経験を踏まえて、ボランティアの確保、保護した飼養者不明の動物の飼養管理や新たな飼養者の確保等、より実効性の高いシステムを検討してまいります。

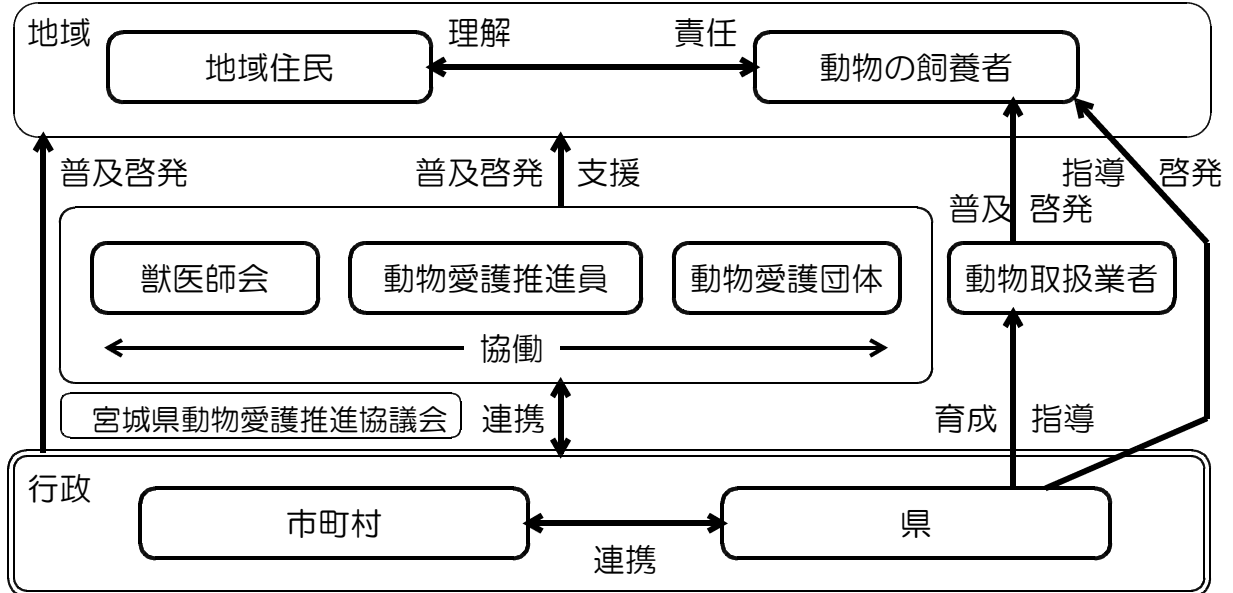
また、大規模災害時は、飼養者とともに避難しても、多数の被災者が集まる避難所の中で人と同居することが困難な場合があり、別に設けられた被災動物収容施設に収容される可能性が高くなります。こうしたことから、ケージに慣れさせるなど、動物に対して常にしつけを行っておく必要があります。また、動物の救護が円滑に進むように逸走防止や所有者明示等の飼い主の責任について普及啓発してまいります。

3

計画の推進体制

計画における役割

- 県：市町村、獣医師会、動物取扱業者及び各関係団体等との連携体制の構築と推進計画の進行管理。
- 市 町 村：地域住民や動物の飼い主への愛護と管理に関する普及啓発。
- 獣 医 師 会：学校動物に対する相談受付、動物愛護活動への専門的立場での支援。
- 動物取扱業者：購入者及び利用者に対し適正なサービスの提供及び正しい愛護と管理に関する情報の発信。
- 動物愛護団体：譲渡の推進、不妊去勢の推進、動物介在活動等の支援。
- 動物愛護推進員：地域に根ざした動物の愛護及び管理に関する普及啓発。
- 動物の飼養者：動物の命に対する責任。不妊去勢措置は不必要であるといった考え方等の誤った愛護は、動物の命を犠牲にする可能性があることへの理解と不適正な飼養が人に迷惑をかけるという自覚。飼い主の倫理観の醸成及び人と動物が共生する社会への理解と施策への協力。
- 地 域 住 民：人と動物が共生する社会への理解及び施策への協力。
- 宮城県動物愛護推進協議会：動物愛護推進員の支援、関係団体の調整、動物愛護の計画及び推進に関する協議。



4

計画の見直し

状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目にあたる平成30年度を目途として、本計画の見直しを行います。